

高野地区産業廃棄物最終処分場（安定型埋立）の設置計画に対する意見書

現在、千種川の支流に面する高野地区の山林において、産業廃棄物最終処分場（安定型埋立）の設置許可申請があります。

今回計画されている産業廃棄物最終処分場（安定型埋立）については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が予定している安定5品目とそれ以外の物質の分別ができず、処分場内に安定5品目以外の物質が混入する恐れがあり、また安定5品目自体に、人体や動植物への有害性が指摘されている物質が含まれる可能性があります。

産業廃棄物最終処分場（安定型埋立）は、「しゃ水工」及び「浸出水処理施設」がない構造のため、酸性雨などにより化学変化を起こして、プラスチック類やゴムくず、金属くずなどから、有害物質が溶出し地下水が汚染されることにより赤穂市の豊かな自然環境や赤穂市民の健康、生活環境への影響が懸念されます。

また、計画にある設置予定地は、千種川までの距離は約300m、さらに約1.5kmの下流には、市内大半の世帯に上水を供給する木津水源地の取水口があります。

当該地より放流された水は、千種川を経て瀬戸内海に注ぎ、海水を汚染することとなります。赤穂の海で養殖が盛んな牡蠣などの海産物への風評被害をはじめ、塩のまちとして全国的に広く知られている赤穂市においては、産業活動、また観光のまちとして観光面への影響も懸念されます。

よって、兵庫県におかれては、本設置計画について、赤穂市民の懸念が払拭されない限り、許可を与えないよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

平成26年12月10日

兵庫県赤穂市議会
議長 重松 英二

兵庫県知事 あて